

移住サポートマップ作成業務仕様書

1 目的

全国的に移住獲得競争が激化し、ホームページ等を通じた移住希望者への情報発信の強化が必要となる中、移住希望者が活用する仕事や住まいについて相談可能な窓口や事業者、ちよいち住み施設等の情報が掲載されている県内全域のマップを作成し、移住の検討や現地視察の参考としてもらうことを目指す。

2 委託業務期間

契約日から平成29年3月31日まで

3 委託予定金額

3,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 仕様

(1) ホームページで移住希望者が必要な情報が掲載されている県内全域のマップ及び必要な情報を以下に留意しながらホームページのコンテンツとして作成する。

- ・「エリアから探す」「目的から探す」から選択したり、移住希望地が定まっている人といない人で見えるページを変えるなどの工夫を凝らすこと。
- ・奥能登、中能登、金沢近郊、加賀・白山ろくといった地域別表示について考慮すること。奥能登、中能登、金沢近郊、加賀・白山ろくのそれぞれの魅力や特徴を入れ、コンテンツも作ること。
- ・「食べる」「泊まる」「体験施設」「移住者店舗」といった知りたい情報をチェックしてその情報がマップ上に出るようにし、マップ上に出たものをクリックしたらその詳細が出るなど使いやすいものとする。
- ・現在地からの行き方を表示できるようにするなどの工夫を凝らすこと。
- ・以下の施設についての情報も県と連携しつつ入手し、サポートマップに反映させること。
 - ①移住相談施設（ILAC(Uターンサポート石川)、市町相談窓口、郵便局、能登定住・交流機構、移住者が働く飲食店、宿泊施設、雑貨屋など）
 - ②交通機関（レンタカー、バス停、駅など）
 - ③仕事紹介関連施設（ILAC、ハローワーク、仕事体験施設、INATO(いしかわ農業総合支援機構)など）
 - ④住宅関連施設（不動産会社、建築会社など）
 - ⑤子育て関連施設（保育所、公園、学童保育など）

- (2) 運用について、新規登録希望事業者がホームページ上から申請してもらい、県が承認することでシステムを作る、あるいは情報の更新については登録された施設が管理画面にログインできるようにし、各自で編集できるようにするなど、工夫すること。

5 掲載施設への連絡及び、新規施設の勧誘

新規掲載施設の勧誘・連絡、調整を行うこと（期間は約1ヶ月程度で電話等による新規施設の勧誘を行うことを想定）。

6 選定基準

委託業者の選定にあたっては、次の項目を重視します。

- (1) 企画力：利用者、発信者共に満足でき実現可能な提案か。
- (2) 訴求力：対象者に訴えかけ興味を持ってもらえる提案か。
- (3) 費用対効果：見積金額に対する効果が優れている提案か。

7 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報セキュリティ対策要領（外部委託業者）」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業者を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中で政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の報告義務

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

9 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、石川県及びいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(2) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、石川県及びいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(3) 業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。